

## フィデューシャリー・デューティー

HCアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者  
加入協会

関東財務局長（金商）第430号  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人投資信託協会

<https://www.fromhc.com>

2026.03.24

人+産業金融=成長  
成長を支える投資の原点へ



## 「フィデューシャリー・デューティー」

フィデューシャリー・デューティーとは、2014年9月に金融庁が「金融モニタリング基本方針」で、資産運用関連業務の高度化のための、中核をなす理念として導入したものである。内容は、第一に、専らに顧客のために働くということ、即ち、最高度の忠実義務であり、第二に、専門家としての高度な知見を前提にして最善をつくすこと、即ち、最高度の注意義務を指す。ただし、この義務は、金融庁によって強制されるものではなく、自主自律的に取り組まれるはずのものであり、自身の自律として描く金融機関の経営原則として、実現しなくてはならない。

## 「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定

フィデューシャリー・デューティーの具現化や金融事業者の取り組みの見える化を促進するため、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が策定された。また、2024年9月の同原則の改訂に伴い、顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するため、「プロダクトガバナンス」に関する補充原則が加えられた。さらに、2023年11月の金商法改正により、顧客本位の原則が立法化され、履行の強制力が付与された。

## 金商法等の改正

2023年11月に「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」が成立した。金融サービスの提供等に係る業務を行う者（企業年金含む）に対して、横断的に、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を新設した。また、新しく設置される「金融経済教育推進機構」は国民の投資教育、あるいは金融教育といわれてきた課題解決のため、政府主導の推進母体として新設されたもので、金融庁長官の管轄下に置かれる。事業主には、政府への協力義務が課される。いずれのポイントも事業主にとっては、極めて重要な経営課題になると思われる。

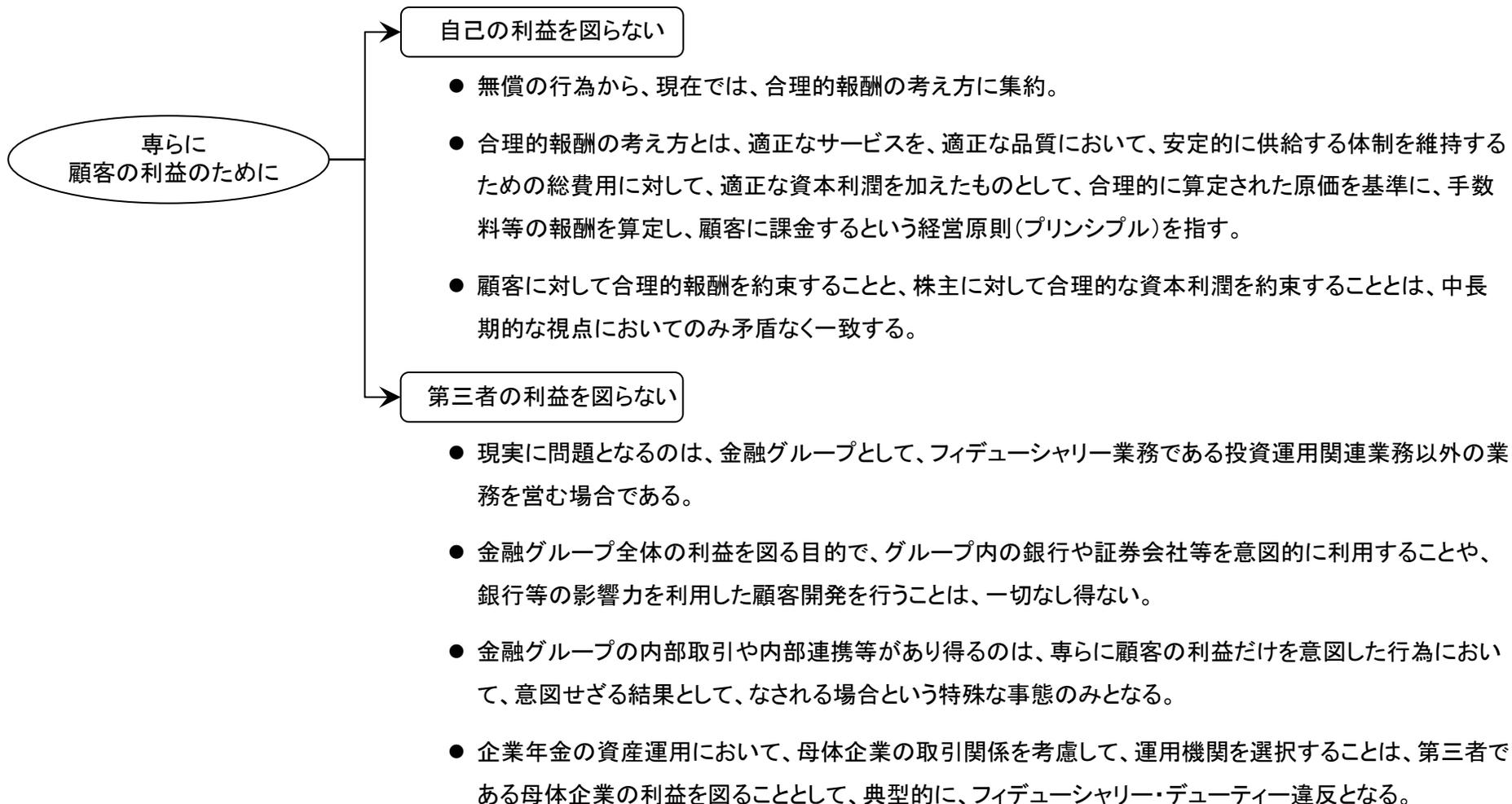
## 顧客本位の業務運営に関する原則

- 原則1: 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
- 原則2: 顧客の最善の利益の追求
- 原則3: 利益相反の適切な管理
- 原則4: 手数料等の明確化
- 原則5: 重要な情報の分かりやすい提供
- 原則6: 顧客にふさわしいサービスの提供
- 原則7: 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
- プロダクトガバナンスに関する補足原則
  - 1: 基本理念、2: 体制整備、3: 金融商品の組成時の対応、4: 金融商品の組成後の対応、5: 顧客に対する分かりやすい情報提供
- 金融庁の「顧客本位の業務運営」に関する情報は、こちらをご参照ください <https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/kokyakuhoni.html>

用語集もご参照ください <https://www.fromhc.com/glossary/>

# 専らに顧客の利益のために

フィデューシャリー・デューティーとは、煎じ詰めれば、専らに顧客の利益のためにベストをつくす義務のこと。

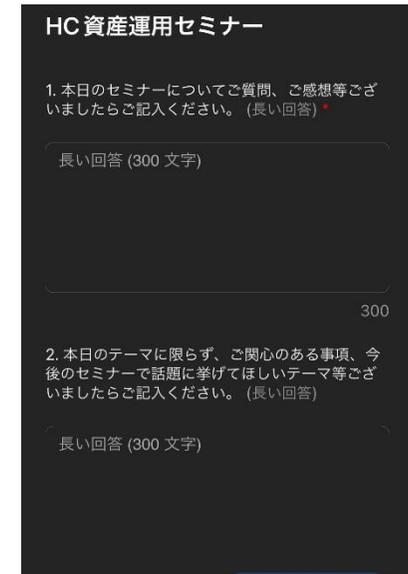


# 2023年11月、金融サービス提供法の改正

- 第212回国会で金商法等の改正法案が成立し、「金融サービスの提供に関する法律」は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改正。改正要点は下記のとおりです。
- 第2章「顧客等に対する誠実義務」の新設
  - ⇒ 金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対して、横断的に、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を新設。
  - ⇒ 金融サービスの提供等に係る業務を行う者が列挙されており、確定給付・確定拠出企業年金基金を含む年金基金も対象として明記。
  - ⇒ 第3章中の金融サービス仲介業者の誠実義務は削除。2章にて金商法業者や銀行等が金融事業者として定義されているので、金商法や銀行法等においても誠実義務の削除された。
- 第5章「金融サービスの利用環境の整備等」の新設
  - ⇒ 金融経済教育の推進等による金融リテラシーの向上、金融機関による顧客本位の業務運営など、安定的な資産形成の支援に係る施策を、政府一体となって強力に推進するため、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を策定（閣議決定）するとともに、金融経済教育を行う「金融経済教育推進機構」を設置。
  - ⇒ 金融経済教育推進機構は、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導を推進することを目的とする。
  - ⇒ 事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。

# 講演後アンケート/注意事項

今後の運営に活かしたく、ご質問やご意見、ご感想、ご興味あるテーマなどを承っておりますので、ご自由にご意見をお寄せください。  
回答方法: 各セミナー講演途上でZoom上で配信します。配信後は一度閉じた場合でも、以下の通り詳細から再表示できます。



## 注意事項

- 本セミナーは、資本市場における種々の投資対象や投資に関する概念等について解説・検討を行うものであり、当社が行う金融商品取引業の内容に関する情報提供及び関連する特定の金融商品等の勧誘を行うものではありません。
- 本資料中のいかなる内容も将来の投資成果及び将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 本資料の著作権その他知的財産権は当社に帰属し、当社の事前の許可なく、本資料を第三者に交付することや記載された内容を転用することは固く禁じます。